山内家
千五百石 六年賦
利年二四朱

二

明治七年

北京借用一旦被差戻れ
京大官出張し海を渡り
御政府ハ信屋ヲ出ることの
御制ニ相成り五年ヲテール
金を[illegible]フヲ除ハ商
大良ル当日四ヲ上陸出帆
厦門台湾ニ廻り帰航し
既確報ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]